

廃棄物減量等推進審議会（第71回）の意見等への対応

No.	意見等	対応等
1	<p>社会福祉法に規定する施設から排出されるごみについて、ごみの量が日量50キログラムを超えない場合はごみ集積所に排出することが出来る制度が取り入れられた経緯はどのようなものか。</p>	<p>県内で同様の規定を設けている市に取り入れた経緯を確認したが、明確な答えは得られなかった。</p> <p>そのため、本市の福祉部に確認したところ、社会福祉法第6条の規定では、「国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、（中略）必要な各般の措置を講じなければならない」とあることから、この事業の公共性、社会的貢献性を考慮し、当制度が取り入れられたと考えられる。</p>
2	<p>蛍光灯の処理について、集団資源回収で回収された後はどのように処理されているのか。</p>	<p>中間処理施設で水銀・ガラス・金属等に分別した後、水銀は水銀として再利用され、ガラス・金属は再資源化される。</p>
3	<p>容器包装プラスチックのリサイクルについて、各自治体ではどのように容器包装プラスチックを収集しているのか。</p> <p>また、ベール検査はどのような評価なのか。</p> <p>もし、収集袋が含まれていることで評価が良くないのであれば、評価基準を変えるよう国や県に要望を出すべきではないか。</p>	<p>県内19市の容器包装プラスチックの収集方法とベール品質評価については、裏面参照。</p> <p>収集袋はベール品質評価では異物に該当し、容器包装比率評価に影響するため、品質評価方法の見直しについて、公益社団法人全国都市清掃会議等の廃棄物関連団体を通して、他自治体と連名で国に要望を提出している。</p>

神奈川県内19市の容器包装プラスチックの収集方法とべール品質評価について

No.	市町村名	収集方法		べール品質 評価※1	備考
		方法	袋		
1	横浜市	集積所	透明または半透明	A	3施設の平均評価
2	川崎市	集積所	透明または半透明	A	
3	相模原市	集積所	透明または半透明	B	2施設の平均評価
4	横須賀市	集積所	無色透明	A	
5	平塚市	集積所	透明または半透明 (レジ袋可)	A	
6	鎌倉市	集積所	透明または半透明	A	
7	藤沢市	戸別収集 集積所※2	透明または半透明	A	2施設の平均評価
8	茅ヶ崎市	集積所	透明または半透明	—	寒川広域リサイクル センターで中間処理 (寒川町と共同使用)
9	小田原市	集積所	透明または半透明	A	
10	逗子市	集積所	透明または半透明	A	
11	三浦市	集積所	無色透明	A	
12	秦野市	集積所	透明または半透明	A	
13	厚木市	集積所	透明または半透明	A	2施設の平均評価
14	大和市	集積所	透明または半透明 (レジ袋可)	B	2施設の平均評価
15	伊勢原市	集積所	透明または半透明 (レジ袋可)	A	
16	海老名市	集積所	透明または半透明	A	
17	座間市	集積所	透明または半透明 (レジ袋可)	A	
18	南足柄市	集積所	透明または半透明 (レジ袋可)	A	
19	綾瀬市	集積所	透明または半透明 *廃プラと一緒に収集	A	

※1 ベール品質評価は、令和元年度実施調査の結果から、「容器包装比率評価」の項目のみを抜粋。

※2 藤沢市は、戸建て住宅の場合は「戸別収集」、集合住宅の場合は「集積所収集」を行っている。